

第 6 回 軽米町 議会 定例会

令和 5 年 1 2 月 6 日 (水)

午前 1 0 時 0 0 分 開 議

議 事 日 程

- | | | |
|-------|-----------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 一般質問 | |
| | 9 番 大 村 | 税 君 |
| | 8 番 茶 屋 | 隆 君 |
| | 5 番 江刺家 | 静 子 君 |
| 日程第 2 | 議案第 1 6 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 1 7 号 | 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 1 8 号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 1 9 号 | 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 2 0 号 | 令和 5 年度軽米町一般会計補正予算 (第 8 号) |

○出席議員（11名）

2番	甲斐	鉦康	君	3番	上山	誠	君
4番	西舘	徳松	君	5番	江刺家	静子	君
6番	中村	正志	君	7番	田村	せつ	君
8番	茶屋	隆	君	9番	大村	税	君
10番	細谷地	多門	君	11番	本田	秀一	君
12番	松浦	満雄	君				

○欠席議員（1名）

1番 田中祐典君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本賢一	君
副町	長	江刺家雅弘	君
総務課	総括課長	日山一則	君
会計管理者兼税務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長兼課税担当課長		古舘寿徳	君
町民生活課	総括課長	工藤晃子	君
健康福祉課	総括課長兼福祉担当課長	小笠原隆人	君
産業振興課	総括課長兼農林振興担当課長	竹澤泰司	君
地域整備課	総括課長兼上下水道担当課長	中村勇雄	君
再生可能エネルギー推進室	長	日山一則	君
水道事業所	長	中村勇雄	君
教育委員会	教育長	小林昌治	君
教育委員会事務局	総括次長	野中孝博	君
選挙管理委員会	事務局長	日山一則	君
農業委員会	会長	山田一夫	君
農業委員会	事務局長	竹澤泰司	君
監査委員		西山隆介	君
監査委員事務局	長	関向孝行	君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	関向孝行	君
議会事務局	主事	竹林亜里	君
議会事務局	主事	松坂俊也	君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって9番、大村税君、8番、茶屋隆君、5番、江刺家静子君の3人とします。

次に、本日付で町長から議案5件の追加提出がありました。配布してございますので、朗読は省略いたします。

町長から追加された議案5件の取扱いについては、12月5日、本会議終了後に開かれた議会運営委員会において協議した結果、令和5年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会に付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上により、追加議案の付託区分表は配布してございますので、朗読は省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

◇9番 大村 税 議員

○議長（松浦満雄君） 大村税君。

〔9番 大村 税君登壇〕

○9番（大村 税君） おはようございます。9番、大村税です。議長の許可を得、通告に基づき2項について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1項、再生可能エネルギーの推進として太陽光発電等の事業の現状と評価並びに課題と今後の見通しについてお伺いいたします。世界的に大きな課題となっている地球温暖化防止対策として、その主な要因の一つである二酸化炭素の排出を減らしていく取組が求められております。その大きな柱として、太陽光やバイオマス

再生可能エネルギーの導入が進められております。国においては、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目標とし、そのため2030年に向けて再生可能エネルギーを普及していくこととしております。

本町においては、2014年に制定された農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再生可能エネルギー法）に基づき、全国に先駆けて2015年に軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画を策定し、この計画に基づき民間事業者による太陽光発電などの再生可能エネルギー施設整備が進められてきたところであり、この計画では、環境保全と農山村振興を目的としており、山林600ヘクタール強、200メガワットを超える発電が計画され、既に全ての施設が完成し、売電が開始されていると認識しております。

そこで伺いますが、第1点として、町の計画にある事業者ごとの発電は計画どおりに発電されているのか、また販売はどうなっているのか。さらに、町と発電事業間において様々な事業推進に関わる協定を締結して取り組んでいると思いますが、これまで環境対策、災害対策等に問題や課題が発生していないかどうか伺います。

仮に災害等が発生した場合の具体的な対応はどのようになっているのか。また、今年8月に時間雨量80ミリを超えたという数字が出ておりますが、そのことを踏まえながら、併せてご見解をお尋ねいたします。

第2点として、計画の目的である農産振興、町づくりが再生可能エネルギーの推進により、どのように進められているのか。具体的には、事業者による販売開始後において、本町にとって最大のメリットの一つでもあると思いますが、再生可能エネルギー施設の整備により固定資産税等の税収増がどの程度あり、またその財源が町づくり施策などにどのように生かされているのか、再生可能エネルギー関連での税収の現在の状況と今後の見通しを含めてお伺いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 大村議員の再生可能エネルギーの推進として太陽光発電等の事業の現状と評価並びに課題と今後の見通しについてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の本町の山林を活用した太陽光発電事業は、計画どおりの発電がなされているのか、また売電先はどうなっているのかについてでございますが、町の農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画では6つの施設整備を計画しておりますが、現在5つの施設が完成して稼働しております。特にも軽米西、東ソーラーは、区域面積が約460ヘクタールで、丘陵地帯に設置した施設としては国内有数の規模とされております。計画どおり売電がなされているかとの質問でございますが、各事業所を確認したところ、当初の計画どおりに売電がされているとの報告

を受けております。また、売電先につきましては、発電した電力は全施設とも固定価格買取制度の下に東北電力株式会社様へ売電されております。

次に、環境対策、災害対策等に問題がないかについてでございますが、いずれの施設とも山林を活用した施設のため、ハード面につきましては、大雨に対する対策として岩手県の林地開発許可基準に基づき洪水調整池を設置して、大雨の際に一度に流れないように貯留し、放流量を調整しております。この調整池は、軽米西山太陽光発電所に1か所、軽米西ソーラーに12か所、軽米東ソーラーに17か所、軽米尊坊発電所に4か所、軽米高家発電所に4か所設置しております。ソフト面につきましては、各事業者において異常気象時における当該林地開発に起因する災害が発生しないよう、あらかじめ気象予報に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定し、保全に万全の措置を講じております。

また、発電施設の管理を受託した事業者が施設の安全確認の点検を実施し、必要に応じて水路の補修、調整池のしゅんせつを実施しており、大雨警報が発令された場合は、各調整池の状況をカメラで監視し、越流の可能性がある場合には、防災行政無線で周知したいと考えております。大雨、台風などの気象状況について常に注視しながら、これまでと同様災害の発生が見込まれる場合には、早めの対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、町では各発電所と再生可能エネルギー発電設備の現状回復等に関する協定を締結しており、発電事業終了後の環境対策として、役割を終えた太陽光パネル等の産業廃棄物の撤去及び現状回復につきましては、事業者負担で行うこととなっております。

2点目の売電開始後において、本町へのメリットの一つでもあり、固定資産税等の税収増が見込まれているが、この財源は町づくりにどのように生かされているのか、税収の状況と今後の見通しと併せて伺うについてお答えいたします。固定資産税につきましては、太陽光発電所の施設整備により、償却資産が大きく増加したことにより増収となっております。太陽光発電所の売電事業が開始された翌年の令和2年度の固定資産税は、前年度に比較し約5億円の増となり、償却資産の増によるものが主な要因で約97%を占めております。償却資産の価格は、年々減少していくため、固定資産税も毎年減少してまいります。そのため、令和3年度には税収が減となりましたが、新たに売電を開始した発電事業者があったことから令和4年度は増収となり、本年度につきましても若干の増収が見込まれております。

来年度以降の固定資産税につきましては、償却資産の価格が減少していくため、毎年約9%の減収で推移していくものと見込んでおりますが、償却期間であるおおむね17年間は税収を確保できるものと考えております。

これらの税収増につきましては、町の貴重な自主財源として、町の将来像である

一人一人の活力と思いやりが循環するまちを実現するため、安心して子育てができる環境づくり、再生可能エネルギーの推進などによる雇用の創出と町民所得の向上、中心商店街の活性化や若者定住対策の推進などに活用してまいります。

また、再エネ法では、農林漁業の健全な発展に資する取組を実施することとしており、町ではこれに基づき、事業者から再生可能エネルギー事業の収益の一部を軽米町自然のめぐみ基金として、地元貢献の一貫として寄附していただくことで協定書を取り交わしており、林業振興や農業の後継者育成事業などに活用させていただいております。

このように再生可能エネルギーの推進は、地域の活性化と持続可能な町づくり、経済効果と雇用創出、さらには地球温暖化対策などに寄与するものであり、今後も期待が大きいものと考えられますので、引き続き事業の推進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 大村税君。

〔9番 大村 税君登壇〕

○9番（大村 税君） 詳細にわたり説明、ご答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

近年の国内の経済状況は、食料、資材、燃料などの物価高騰傾向にあり、特に燃料、電気料については、二十数%以上高騰しており、国の激変緩和措置があったとしても、今後も高騰傾向が続くという見通しであります。こうした状況は、本町においても同様であると思えます。町民生活への影響が懸念されているところでもあります。国においては、所得税、住民税課税1人当たり4万円減税や低所得者世帯への7万円給付をしておりますが、本町においても町民生活の独自の支援対策として、発電事業所からの税収や寄附金などを財源として、特にも生活に欠かせない電気料などへの助成制度を創設し、支援していくべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

一方において、再生可能エネルギーによる町づくりを目指す本町としては、町民にも再生可能エネルギーが身近に実感でき、また各家庭で省エネ政策を推進することにより、経済的負担の軽減を図っていく施策として、例えば各家庭で使用している蛍光灯のLED化や省エネのテレビ、冷蔵庫などの家電導入支援制度を創設してはとありますが、併せて町長のご見解をお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ただいまご質問ありました様々物価高騰、燃料高騰対策に関しましては、今回の支援策、取組として、福祉灯油の助成、それからまた国の臨時交付

金を見据えながら物価高騰対策、物価高騰の影響を受ける町民の支援策についても本定例会に係る予算を追加提案させていただいておりますので、よろしくご検討をお願いしたいと思います。

また、議員おっしゃるとおり、やっぱり脱炭素はCO₂の排出を抑えること、もう一つにやはり各家庭、個人個人によるCO₂の抑制と申しますか、それを抑えていくということも大事でございますので、今ご提案いただきました様々なことに関しましては、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 大村税君。

〔9番 大村 税君登壇〕

○9番（大村 税君） ご答弁ありがとうございました。

再生可能エネルギーによる町づくり政策が町民の皆さんに身近に感じられ、かつ町民生活をしっかりと支援していく政策となると考えております。また、こうした政策が最終的には地球温暖化防止対策の推進にも寄与することになりますので、先ほど提案、提言いたしましたことを検討し、実施することを期待し、また要望、熱望して次の質問に入ります。

2項目でございますが、ふるさと納税制度の現在の状況と返礼品等についての方向性をお伺いいたします。ふるさと納税制度は、2008年に地方税法等の改正により創設された制度であり、人口減少による税収の減少への対応や地方と都市の格差是正を目的としたものであります。そして、この制度は納税者が寄附する自治体を自由に選択できること、お世話になった地域や応援したい自治体を支援できることなどに意義があります。自治体においては、それぞれの自治体の取組を発信できる場でもあります。また、納税者から選ばれる自治体となるようにするための創意や工夫も必要であります。現在全国のほとんどの自治体において推進されていると認識しているところであります。本町においても、ホームページに軽米への想いに感謝、あるいは町の未来へ「ふるさと納税」とタイトルを掲載し、納税のPRに取り組んでいるところであると認識しております。

そこで質問いたしますが、本町におけるふるさと納税の現状等は、どのようになっているのか。直近3年間のふるさと納税数、金額並びに返礼品として利用された主な内容についてお伺いいたします。

また、返礼品採用はどのようにして決定されているのか、併せてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 大村議員のふるさと納税制度の現在の状況と返礼品等についての

ご質問にお答えいたします。

初めに、直近3か年の状況についてであります。令和2年度からの当町のふるさと納税の状況についてお答えいたします。令和2年度の件数及び金額につきましては、2,086件、2,375万9,000円、返礼品の数は97点であります。同じく令和3年度は、2,146件、2,469万4,000円、返礼品は106点であります。令和4年度は、2,194件、3,153万2,000円、114点となっております。

なお、令和5年度の10月末現在の状況につきましては、982件、1,185万5,000円、返礼品は138点となっております。

3年間を比較しますと、件数は横ばいながら寄附金額は増加しており、1件当たりの単価が約1.25倍になっている状況にあります。

その要因といたしましては、平成29年6月から取り入れましたふるさと納税ポータルサイトの導入による影響が大きいものと考えております。平成29年度からのさとふるに加えて、令和3年度にはふるさとチョイスを、令和4年度からは楽天ふるさと納税をそれぞれ導入しており、寄附する方の利便性が高まったものと捉えております。

返礼品の選定につきましては、制度の開始当初は軽米町産業開発の協力をいただきながら、寄附金額に応じた特産品セットを設定しておりました。その後も町内事業者のご協力をいただきながら、町の特産品、農畜産物を中心に品ぞろえを増やしてきたところであり、平成28年度からはサッポロビール東北ホップ限定ビールを追加したところであり、今年度からは草刈り作業やお墓の清掃代行といった町外に住む軽米町出身の方をターゲットにしたサービス型の返礼品を新たに追加しております。

参考までに、昨年度の返礼品の上位品目については、町産ホップを使用したビール、蜂蜜セット、ナラ炭が取扱い件数、金額とも多くなっております。また、新たな返礼品につきましては、広報やホームページで返礼品を出していただける事業者を募集し、インターネットのポータルサイトを通じて返礼品を提案していただく流れとなっております。また、新たな品目の掘り起こしに向けて町から各事業所様へお声がけをさせていただいておりますので、今後につきましても、積極的に登録していただくようお願いしてまいりたいと考えております。

なお、返礼品の基準につきましては、本年10月から総務省において制度基準の見直しが行われたところであり、その主な内容は、地場産品として製造、加工の基準が見直されたこと、寄附受領証明書の発行等に関わる事務費用も含め、寄附金額の5割以下とすることなど、総じて厳格化されたところであり、新たな返礼品として登録する際についても、こうした基準に該当するか否かを事前に総務省へ照

会することが必要となったところであります。

加えて、ふるさと納税につきましては、寄附金額そのものの増額だけでなく、寄附いただいた方々とのつながりを広げていくことが重要との認識でおりますので、これを機会に交流人口、関係人口の拡大に発展していくよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 大村税君。

〔9番 大村 税君登壇〕

○9番（大村 税君） ご答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

本町における納税返礼品の状況については、特産品などを中心として年々充実されているようではありますが、私は納税した方への返礼の品物だけで終わるということではなく、何か次に結びつくような取組が必要ではないかと考えております。

例えば納税された方には、返礼品を届けるだけでなく、本町の豊かな自然、歴史、文化などにも触れてもらえるような企画をすることにより本町に目を向けていただき、本町のよさを知ってもらうことができるような取組もあってはいいのではないかと思うわけであります。

こうした取組等を通じて、交流人口の拡大、さらには移住、定住への足がかりとしていくことも期待できると考えておりますが、先ほど町長が少し答弁なさったけれども、その具体的な考えをお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 私も今ご提案いただきましたことに関しましては、非常に検討が必要であるというふうに考えておりますので、様々な面でやはりそういった軽米町のよさと申しますか、返礼品だけではなくて、文化、伝統、歴史等もしっかりとアピールしながら、そして納税にご協力いただくように、これから検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 大村税君。

〔9番 大村 税君登壇〕

○9番（大村 税君） 町長の考えが伝わるような答弁をいただきました。ありがとうございました。

そこで、先般11月の岩手日報に掲載されました、盛岡市が年度内に返礼品を増加するという掲載がございました。なるほどなど、私の思いと一致しているなど思っただけのところでございます。盛岡市は、岩手県でも中心市でありながら、花巻市、宮古市、釜石市に納税寄附額が5倍、6倍の差をつけられて、一番低い3億円で満

たない納税額だというふうなことをこれから重要視して、盛岡市は体験型返礼品を増設して対応していくというようなことが載っておりました。J R盛岡支社と連携しながら、鉄道ファン向けの体験型も返礼品にしていくというようなことが載っておりましたので、我が町といたしましても、通年は無理かもしれませんが、春のチューリップフェスティバル、あるいは夏のかるまい夏祭り、そして秋の軽米秋まつり、この三大祭りに軽米町に足を向けていただくような返礼品等を増設することを考えてほしいなど、このように思って提案をいたしたいと、このように思います。

まず、今太陽光発電パネルの景観がミレットパークで人気を博しておりますが、そのコテージ等に泊まる宿泊券を返礼品に追加していく、考えてはどうかなどというふうな思いもございますので、ぜひ前向きに検討し実現することを期待し、要望いたし、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） まず、この返礼品というか、ふるさと納税に協力していただくことに関しましては、いずれこの返礼品の検討が非常に重要だということは認識しております。そういった面でも中身の充実、それは今後とも図っていきたいと思っております。また、当町、チューリップが非常に大きな観光資源となっておりますので、これも併せて検討しながら、これに関しましては、様々交通機関とか宿泊施設、それからまた案内係とか、いろんな検討が必要になってくると思っておりますので、トータルで様々検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

◇ 8 番 茶 屋 隆 議員

○議長（松浦満雄君） それでは、次の質問者に移ります。

茶屋隆君。

〔 8 番 茶屋 隆君登壇〕

○ 8 番（茶屋 隆君） おはようございます。8番、茶屋隆です。議長の許可をいただきましたので、通告しておきました3点について質問いたします。

まず初めに、道路整備について3路線、3点についてお伺いします。1点目、町道参勤街道線の整備についてですが、町道参勤街道線は高清水、横枕、観音林と、住宅地の多い場所を通っており、以前から交通量が多く、最近は特に大型車が増えており、通るたびに非常に危険を感じ、よく事故が起きないなど不思議なくらいです。事故が発生する前に改良工事の完成が必要と思っておりますが、現在の進捗状況と今後の計画、完成はいつ頃になるのかお伺いします。

2点目、一般県道二戸軽米線についてお伺いします。一般県道二戸軽米線は、令和3年5月25日に用地の地権者及びその隣接地権者への説明会で異論がなく、説明会のおり事業を進めることとし、その後用地測量と物件調査を実施し、令和4年度からは用地買収及び物件交渉を進めるということで進められてきたと思っております。その後、改修工事の予定の路線にくい立ち、工事がすぐ着工されるものと思っておりましたが、まだ着工に至っておりません。その間予定の路線に係る建物、住宅等何軒か移転のため取壊しも進められていますが、改良工事は予定どおり進められているのか。登記上問題があり、遅れているのではというようなお話もお聞きしましたが、その点も踏まえて現在の進捗状況と今後の計画、完成はいつ頃になるのかお伺いします。

3点目、軽米小学校裏の生活道路の町道認定及び拡幅整備についてお伺いします。請願書は、令和2年10月30日に提出され、その後令和4年2月20日に町内会の方々が役場を訪れ、要望の趣旨を再度説明し、町へお願いされ、町からは町道認定までの説明がなされ、その後は地元関係者の合意形成を図っていただき、町は道路の基準や構造等の情報提供をしていくということでしたが、そのことを踏まえて軽米小学校裏の生活道路の町道認定及び拡幅整備についての現在の進捗状況、また今後の計画、進め方についてお伺いします。

よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の道路の整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の町道参勤街道線の進捗状況について申し上げます。町道参勤街道線は、二戸市を通る国道4号線から国道395号線を経て八戸市へ通じるルートのため、交通量の多い幹線道路となっております。そのため、安全で円滑な通行ルートを確保するため、沼地区の国道340号線へ接続することとし、町単独事業として平成27年度より事業計画を進め、平成29年度に工事着工しております。

着工からこれまで、沼地区の新規改良分826メートルのうち456メートルについて暫定改良が進んでいるところでありますが、当該箇所は新規ルートであることから、切土や盛土を伴う工事が大きく、比較的事業量が伸びない状況でございます。また、支障物件の移設に伴う協議にも時間を要している状況となっております。

今後につきましても、引き続き事業費の確保に努め、着実に事業を推進してまいりたいと考えております。

2点目の一般県道二戸軽米線の進捗状況につきましては、現在令和2年度に着手した道路測量、詳細設計及び用地測量、補償調査を引き続き進めながら、用地、補償の交渉を行っている」と県から確認しております。令和6年度も引き続き残る事業

区間の用地、補償の交渉及び契約事務を進め、令和9年度完成を目指し、工事を進めることも確認をしているところであります。

3点目の軽米小学校裏の生活道路につきましては、さきに要望を受けている町道軽米保育園脇線と併せた2路線を一体的に道路整備することにより、さらに利便性が増すものと考えております。当該生活道路に隣接する地権者の皆様からは、協力的な話を伺っておりますが、町道軽米保育園脇線に隣接する一部の地権者の方からは、前向きな話を伺うことができないのが現状でございます。

町道認定を行い、道路改良整備を進めるためには、用地確保が必要となりますので、引き続き用地協力の同意及び寄附に向けて交渉を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） それでは、再質問いたします。

2点目の一般県道二戸軽米線からですけれども、一般県道二戸軽米線は、中学生、高校生の通学路となっており、道幅が狭く、非常に危険であるということは、十数年前から言われてきました。大きな事故が起きないのは不思議なくらいでした。ところが、昨年車との接触事故ではありませんが、中学生の男子生徒が下校中、少しスピードを出して下ってきた車を避けるために転んで骨折するという事故もありました。特に冬場は雪が積もって、除雪すれば道路の両サイドに雪が高く積もり、さらに道路が狭くなり、危険が増します。最近では、子供たちの通学は車による送り迎えが多くなり、事故が心配されます。一般県道二戸軽米線の日も早い完成は、中学生、高校生の保護者、近隣の方のみならず、住民の皆さんの願いだと思います。県道ではありますが、力強い町の後押しをお願いして、早急に完成することを要望いたします。

3点目ですけれども、軽米小学校裏の生活道路の町道認定及び拡幅整備についてですが、道路の整備に関しましては、その道路の利用頻度、また町の予算による優先順位等はあると思いますが、請願で出された道路は、町道本町徳楽寺線と町道桜山線を結ぶ地域住民にとっては日常に欠かせない路線であるとともに、軽米小学校への裏側からの出入口でもあり、教職員や施設管理事業者等の出入りにも利用されています。しかし、道幅が2.5メートルほどと狭く、これまでに消防車、救急車等の進入が困難で心配される事例等もあり、住民の方にとって、特に緊急非常時に安心して暮らせる状況にないとお聞きしております。軽米小学校管理の利便性の向上、また同小学校施設が災害指定避難所でもあり、小学校を含めた地域の災害対策の充実にもつながるものと考えられます。近隣の地域住民の方々の日常生活の安心、

安全のためにも早急に町道認定と拡幅整備が必要と思いますが、いかがでしょうか。特に町道の認定はいつ頃になるのか、拡幅整備も含めてもう一度町長からお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問、ご意見等についてお答えいたします。

一般県道二戸軽米線につきましては、いずれ特にあの用地で難航しているという状況でもなく、比較的進んでいるのかなと思われまふけれども、工事に着手しないとなかなか進んでいるというようには見えないかと思ひまふけれども、今物件移転等を進めているような状況でございますし、また来年度も引き続き今度残った部分の物件移転と用地交渉を進めて、いずれ全ての今改良する改良区間の用地の部分が完了した後に工事に着手したいということで、令和9年度完成を目指して土木センターでも工事を進めているという状況でございますので、例えば後半の兼田商店、あの辺前後の多分用地交渉等、物件移転等の交渉を来年度やるかと思ひまふけれども、その辺がスムーズに進むようであれば、例えば一部もう起点のほうからでも工事を早く着手できるように引き続き要望等、お願ひをしてまいりたいと思ひまふ。

それから、軽米小学校裏線の道路につきましては、以前からも様々いろいろ要望等もある路線でございます。用地の関係で、なかなか前向きなお話を伺えないという部分で少し難航しておりましたけれども、軽米小学校裏線につきましては比較的前向きなお話を伺っており、以前にも申し上げましたけれども、防災上、利便性等も考えれば、町道軽米保育園脇線といずれ連動したような形で整備を進めていきたい。先ほどの答弁でもお答えしましたけれども、ちょっと一部町道軽米保育園脇線については、なかなか前向きなお話を伺えないというような状況でございますけれども、いずれ引き続き用地交渉等をお願ひして、何とか早期に完成していけるようにと思ひまふ。

また、軽米小学校裏線は赤線、法定外道路ということで既存の道路が2メートル50センチぐらいしか幅がない。町道認定するためには、基本的な考え方は4メートルなければ町道認定をできないという一つの基準がございます。ですから、1メートル50センチの部分については、無償で用地のほうを提供をいただいて、そしていずれ道路を整備するためには最低でも6メートル50センチとかぐらいの幅員が必要となります。それ以外の部分は、用地買収というような形になってございます。その辺をいずれ引き続きお願ひをして、軽米小学校裏線については、登記までは地元には求めない、早期に行くとなれば、役場のほうでも登記の事務も進めていくというような形も踏まえて検討しながら、いずれ引き続き早期に工事等に着手で

きるように検討はしてまいりたいと思っておりますが、ただいつ頃町道認定になるのかについては、大変申し訳ございませんけれども、現時点ではちょっとお答えできないということでございますので、引き続きその辺を進めて、めどが立ちましたらご説明申し上げたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） 答弁ありがとうございます。道路整備は、予算等により優先順位はあると思いますが、どの路線も重要な路線ですので、一日も早い完成を要望いたしまして、次の質問に移ります。

それでは次に、鳥獣被害対策についてお伺いします。鳥獣被害、イノシシ、鹿、熊は、軽米町においてもここ数年で目撃情報だけでなく、農作物の被害が増加していると農家の方々からお聞きしています。特に二、三年前からイノシシの頭数が増えてきていて、最近では4頭、5頭以上の群れになって行動しているということです。中には100キロを超える大きなイノシシも見受けられるということです。まだ人身事故がないのが幸いですが、非常に危険を感じます。

また、熊の出没も増えており、目撃情報も多くなっていると思います。軽米町では、まだ人身事故はありませんが、環境省の発表によれば、10月の熊による全国の人的被害件数が13道府県で59件、被害者が71人、同時期の記録が確認できる2006年以降最多だったということです。被害者71人の内訳は、秋田県33人、岩手県15人、青森県4人と、特に東北が多いということです。10月20日の岩手日報によれば、10月19日、八幡平市でキノコ取りをしていた夫婦が熊に襲われ、妻が死亡、夫は重傷を負ったということで、岩手県では今年熊に襲われ亡くなった人は2人目ということです。こういった熊の被害が多発している中で、今後は軽米町も鳥獣被害防止対策をしっかりとやっていかなければいけないと思いますが、その点を踏まえて鳥獣被害防止対策について3点お伺いします。

1点目ですが、過去3年間の鳥獣被害の件数と被害額、鳥獣被害防止対策の補助の状況についてお伺いします。

2点目ですが、軽米町では今まで鳥獣被害防止のため軽米町鳥獣被害防止計画を策定し、鳥獣被害の防止に対応してきています。第1次計画は平成29年度策定、第2次計画は令和2年度策定し、3年ごとに見直しをしてきています。そして、第3次計画は令和5年度策定するということですが、第3次軽米町鳥獣被害防止計画は計画どおり進められているのか。第3次計画を策定するに当たり、最近の鳥獣被害の状況が変わってきていると思いますが、どのようなことを重点的に策定されるのか、またいつ頃策定できるのかお伺いします。

3点目、国の鳥獣被害防止総合対策交付金についてですが、昨年9月定例会の一般質問で同僚議員の質問の中で、この事業を活用していないのは軽米町だけということでしたが、その後どのように取り組まれたのか。第3次軽米町鳥獣被害防止計画に組み入れられたのか、また現在活用があったのかどうか、今後はどのように対応されていくのかお伺いします。

よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の鳥獣被害対策についてのご質問にお答えいたします。

過去3年間の野生鳥獣による農作物被害の状況については、令和2年度の被害件数49件、被害額487万7,000円、令和3年度の被害件数59件、被害額899万2,000円、令和4年度の被害件数41件、被害額886万円となっております。鳥獣被害防止対策への補助事業として、令和3年度より実施している軽米町電気柵等設置補助金につきましては、令和3年度には3件で16万3,000円、令和4年度には2件で12万1,000円の利用実績となっております。当該補助金がさらに有効活用されるよう補助内容等の見直し等について検討してまいります。

軽米町鳥獣被害防止計画については、現在策定作業を進めております。今後県との協議を行いながら今年度中に策定する予定でございます。国の鳥獣被害防止総合対策交付金につきまして、当町での活用実績はございませんが、平成29年度には県の補助金を活用し、携帯型トランシーバー、熊捕獲用わな、センサーカメラ等の整備を行っております。今後についても、さらなる有害鳥獣の生息数の増加や被害面積の拡大が想定されることから、有害鳥獣の捕獲による個体数の管理、柵の設置による侵入防止対策、刈り払い等による緩衝帯の整備などの生息環境の管理がますます重要になるものと考えております。

あわせて、鳥獣被害対策の中心となって活動いただいている鳥獣被害対策実施隊の組織強化、活動支援を図るためにも、鳥獣被害防止総合対策交付金の活用について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） 答弁ありがとうございました。それでは、再質問いたします。

実は、10月23日の産業建設常任委員会の視察研修で雫石町での鳥獣被害防止対策事業についての研修の中から、軽米町でも取り組んでいただきたいことを、雫石町と遠野市ですけれども、3点お聞きいたします。

軽米町では、鳥獣被害の対応は1課だけでなく課をまたいで対応されていますが、

雫石町では1課で対応し、担当職員も3名、鳥獣被害対策専門員というのが会計年度任用職員で2名、その中の1人の方が女の方でハンターということでした。専門の方が対応することで、早期の連絡と猟友会、警察との連携が取られて非常によいと思われました。当町でも考えてみてはいかがでしょうか、1点目です。

雫石町では、旧診療所を改修し、鳥獣被害対策実施隊研修施設を設置し、未来のハンターの育成のための研修会、また鹿の解体研修等をやられて、平成28年度実施隊員が、猟友会員ですけれども、14名まで減少したのを現在は49名まで増やしたということです。当町の実施隊員、猟友会員は二十数名と少なく、増やさなければいけないと思いますが、どのような形で対応していくのか、2点目です。

また、遠野市では、鳥獣被害防止対策として駆除、防除、人材育成の3つの補助事業で対策に取り組んでいるということです。駆除に関しては、鳥獣被害対策実施隊に対する捕獲活動のために隊員にわなを貸与しているということです。捕獲に対する交付金ですけれども、ニホンジカは1頭当たり1万4,477円、内訳は国から8,000円、市で6,477円、イノシシは1万3,477円で、内訳は国から7,000円、市から6,477円、防除に関しては電気柵購入補助、個人は2分の1補助で上限が4万5,000円、団体は補助5分の4で上限が40万円、また集落で設置する場合に限り侵入防止策の資材費定額補助、多分これは国庫補助だと思いますけれども、鳥獣交付金を使われているということです。あと人材育成についてですが、新規ハンターの猟銃やガンロッカー購入費を補助されているということです。購入費用の2分の1補助、上限で12万円、あと鳥獣被害対策研修会及び捕獲応援隊育成講習会の実施もやられているというようなことで対応されているということです。

当町でも捕獲に対する交付金、防除のための電気柵等の購入の補助、新規ハンター育成のための猟銃等の購入のための補助が必要になってくると思いますが、これ3点目ですが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 大変ご提案ありがとうございました。現在軽米町でも熊、それから鹿、イノシシ等の被害が増えております。そういった現状も踏まえながら、来年に向けて予算をしっかりと獲得しながら鳥獣被害防止対策に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） 鳥獣被害対策に関しましては、これから熊の被害が非常に心配、人身被害が出てくるのではないかとということで、北海道と東北の知事会が国のほう

にもしっかりとした対応ということで要望しているみたいですし、今日の新聞にも階猛議員が政府のほうにも要望していると思いますので、鳥獣被害対策に軽米町としてもしっかりと取り組んでいただくことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

それでは、最後になりますが、地域おこし協力隊について2点お伺いいたします。1点目ですが、令和5年度の募集人員は何人で、その事業内容はどのようなものであったのか、応募状況はどうであったのか、何人の方が着任されたのかお伺いします。

2点目ですが、令和4年は募集がゼロということで、新しい取組をするということで令和5年度は協力隊の活動内容を短期間体験するお試し協力隊制度を導入するとともに、人材募集、発掘、着任後の隊員サポートなど、業務委託を進め、地域おこし協力隊制度を有効に活用できるよう進めるということでしたが、そのことはどのように対応され、結果はどうであったのかお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の地域おこし協力隊についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の令和5年度地域おこし協力隊の募集についてのご質問についてありますが、令和5年度につきましては10名の枠について募集を行っております。事業の内容につきましては、工芸作物のホップを核とした地域農業の担い手育成プロジェクトに2名分、伝統の味噌・醤油づくり継承プロジェクトに1名分、町の魅力発信強化プロジェクトに1名分、再生可能エネルギーを活用した企業誘致に1名分、観光イベントの企画充実を目指す事業に2名分、かるまい文化交流センターでのイベント企画事業に3名分の合わせて10名分の募集を行っているところであります。問合せは幾つかいただいておりましたが、残念ながら現時点で新たな地域おこし協力隊の任命には至っておりません。

次に、募集の強化についてのご質問にお答えいたします。協力隊の活動内容を短期間体験するお試し協力隊制度につきましては、1つには2泊3日程度滞在していただき、地域関係者との顔合わせや交流会などに参加しながら体験いただくお試し制度と、2週間から3か月程度の期間、実際の業務、活動に従事し、着任後のイメージを持ってもらうことを目的としたインターン制度の2通りがあり、いずれにも対応できるよう本年度予算化をいただいたところでありますが、現時点で利用実績はございません。

そのほか人材募集、発掘、着任後の隊員サポートなどの業務委託につきましては、洋野町内で地域おこし協力隊の受入れや移住相談等を行っている一般社団法人 f u

m o t oへ委託を行い、そのノウハウを生かした募集案内の作成や、協力隊を希望する方と自治体とをマッチングするポータルサイトへの登録、問合せがあった場合の対応を担っていただいております。

実績としましては、数人の方から問合せが来ている状況にあります。そのほかにも直接当町の協力隊に興味を持っていただいている方からの問合せはいただいておりますので、引き続き任命に向けて進めていきたいと考えております。

なお、現在活動いただいている協力隊員につきましては、コロナの影響で思うように活動ができなかった期間分として、令和6年度も継続して軽米町で活動できる特例制度がございますことから、今後の方向性について協議してまいりたいと考えております。

また、新たな協力隊員の募集についても引き続き同制度を活用したいと考えておりますが、一人でも多くの採用ができるよう募集の方法など再検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） 答弁ありがとうございました。それでは、再質問いたします。

いずれにいたしましても、応募がゼロということは事実です。原因は何か、やはりそこをもう一度考えてみななければいけないと思います。募集の仕方に問題があるのか、軽米町に魅力がないのか、また事業内容に魅力がないのか、その辺はどのように受け止められているのかお伺いします。

私は、以前から募集要項に少し問題があるのではないかとということは何回も提言してまいりました。まず、令和4年度、令和5年度を比較してみて、同じ事業で全く募集要項が変わっていないものが単純にはあります。また、事業内容に問題はないと思いますが、その内容の中身、活動、その種類が多いと思います。例えば九戸村なんかは1つの事業に対してやっぱり1つの項目で、軽米町の場合は、例えば募集要項を見れば、町の魅力発信強化プロジェクトということの中には6つの項目が載っています。やっぱりちょっと多過ぎるのではないかなと、これを見ただけで応募する方は引くのではないかなと思います。その辺はやっぱりもう一度、先ほど町長が言いました洋野町のf u m o t oという大原さんという方ですけれども、その方は洋野町の女性と結婚して洋野町に落ち着いて、会社を立ち上げてから今は三、四年たっていると思うのですけれども、その方はやっぱり民間の考えと町の考えを融合して幅広く地域おこし協力隊を募集されているということですので、そのことは非常にまず新しい取組としてはいいことだと思いますが、やはりその辺、今私が言った募集要項をちょっと見直してみてもいいのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、日山一則君。

〔総務課総括課長 日山一則君登壇〕

○総務課総括課長（日山一則君） ただいまの再質問に答弁申し上げます。

茶屋議員今お話のとおり、募集要項に若干問題があるのではないかというようなご指摘をいただきました。確かに九戸村と比較しますと、そういった形で活動内容等が多くあり過ぎるのでというようなご意見だったと思います。しかしながら、活動内容をある程度示すという部分も必要であると考えることから、このような方法を取ってまいりました。

しかしながら、現在はそのミッション型と言われる任務を提示しているわけですが、自分のやりたいことを逆に示していただく提案型といったフリーミッションという形で、今後そういった活動を提案いただきながら募集をして、こちらとのマッチングを図っていくという手法も取り入れていく必要があるのかなというふうに考えておりますので、その辺を検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） 答弁ありがとうございました。最後になります。

地域おこし協力隊、大切なことは、隊員が着任しなければ地域おこし協力隊制度が利用できないということです。地域おこし協力隊は、自治体へ最大で年間480万円の特別交付税が支給されます。利用できればとてもいい制度ではないでしょうか。特に最近当町の職員は減少傾向にあり、隊員が着任すれば職員の補充にもなり、好都合ではないでしょうか。そのためには、毎年定期的に何名かの隊員の着任が必要です。

前段でも述べましたが、2年間応募がゼロということは、どこに問題があるのか再度考えてみななければいけないと思います。今総務課総括課長から、今までのミッション型から提案型、私それもいいと思います。やっぱり今はいろんな専門性を持った方がいらっしゃいますので、募集に来たときでも、こういうふうなものをやりたいと言ったら、それにも対応できればいいと思いますので、あと先ほど町長が言ったf u m o t o、そこの大原さんという方とも一度お会いして、いろんな話をしてみれば、やっぱり町の職員の方たちも勉強はしていると思いますけれども、そういったものの制度とか、どういうことに携わっているかということはまだ知らない部分があると思いますので、そういったことをこれからやっていけばいいのかなと思っております。

いずれにいたしましても、募集要項は項目が多過ぎる、九戸村みたいに9項目、本当に一見すれば、情報発信、移住定住支援、高校支援、特産品開発・販売、宿泊

施設の活性化、あと自伐型林業の推進普及、伝統工芸の習得・普及というように、本当に一見して分かります。だから、そういうふうな感じで募集すれば、あと九戸村では、この募集要項には載っていますけれども、SNSにそのことをちょっと何文字かで説明しています。端的に分かりやすいような説明でやっています。軽米町の場合は、確かにいろいろ項目的に書いて分かります。簡単にあれこれ、あれこれ、あれこれと見ていれば、何でこれをみんなやらなければならないのかと思うように私は感じますので、その辺を見直していただければいいのかなと思っておりますので、ぜひこれから対応していただきたいと思います。何かコメントがあれば、終わります。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ただいまいろいろご提言いただきましたことに関しまして、一つ一つまた検討を加えて、今2名の地域おこし協力隊の方、来て活躍していただいております。様々な軽米町の特産品開発、それから魅力発信等をしていただいておりますので、私も地域おこし協力隊はどんどん増やしたいと思っておりますので、ご提案、大変ありがとうございました。

◇5番 江刺家 静子 議員

○議長（松浦満雄君） それでは、次の質問者に移ります。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 5番、日本共産党、江刺家静子です。よろしくお願ひします。質問に入らせていただきます。

最初は、带状疱疹予防ワクチン接種に公費助成をとということで質問いたします。ワクチンの接種のほとんどは15歳までに終了しますが、成人後に接種する機会のあるワクチンが今登場してきています。1つは、肺炎球菌ワクチンということで、これは65歳以上の方ということで厚生労働省のほうからも指定されて、私も受けたところなのですが、もう一つ最近注目されているワクチンが带状疱疹の予防ワクチンです。

この带状疱疹は、免疫力が低下したときに発症しやすいとされておりまして、ストレスがたまったり、ちょっと疲れているときなどに何か発症しているような気がいたします。加齢やアトピー性皮膚炎、リウマチ治療などのとき、免疫力を抑える治療をしている場合は、特に発症しやすくなるという例もあります。発症したときには、痛みやかゆみとともに発疹が帯状に現れる病気で、重症化すると視力の低下や顔面麻痺などになるおそれもあるということです。高齢者は、病気が治った後で

神経痛になることもあります。80歳までに3人に1人が発症するとされています。

発症したからといって、また2回目ならないとは限らないので、希望する方はワクチンを接種すると、なおいいのではないかとということも言われております。あくまでもこれは希望する方に対してという公費助成なのですが、ワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンという2種類あるそうです。予防ワクチン接種の金額、結構な金額なので、このワクチン制度をつくってほしいという町民の方からの要望もありましたので、今回取り上げました。よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の带状疱疹予防ワクチン接種に公費助成をについてのご質問にお答えいたします。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスが神経節に潜伏し、再活性化して起こる皮膚の病気であります。体の左右どちらかの神経に沿って痛みを伴う赤い発疹と水ぶくれが多数集まって帯状に生じ、症状の多くは上半身に現れ、顔面、特に目の周りにも現れることがあると認識しております。免疫力が低下するとウイルスが活動、増殖し始めるものでありますが、発症しても他の人に感染することはないとされております。また、罹患率は50歳代以降に高くなり、70歳代をピークに低くなる傾向にあり、合併症として皮膚の水ぶくれが治癒した後に数か月から数年痛みが持続する場合があるとのことであります。発症早期の抗ウイルス薬による治療によって合併症の予防効果が期待でき、死亡に至ることはまれであると聞いております。

带状疱疹ワクチン予防接種を受けると、免疫機能が強化され、受けた方の重症化を予防する効果が発揮されることから、県内では带状疱疹予防ワクチン接種の費用助成を5市町村で行っていると聞いております。現在带状疱疹ワクチンは、任意接種として接種することができますが、町としては法令に定められた定期予防接種の対象疾病でないことから、予防接種助成を行っておりませんが、今後の国の動向に注視し、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございます。岩手県内では、まだ実施している町村は少ないようですけれども、例えば北海道とか、大きなところでは東京都などでは、本当にほとんどの市町村、区というところで実施しているようです。国の動向を見ながらということでしたけれども、国に先駆けて実施していただけるように要望して、この質問については終わります。

2つ目の質問をさせていただきます。2つ目は、長引く物価高騰に町民と事業者

の窮状に応える施策を早急に行うことを求めるとしております。物価高騰が続き、町民の生活、そして事業の経営を深刻にしています。この状況を町長はどのように認識しているのでしょうか。今年に入って軽米町の中心商店街でも何件かの閉店がありました。農家の人たちは、肥料や家畜の飼料の値上がり、今年はまた霜の被害や異常な暑さ、さらには先ほどもありましたが、イノシシや鹿、カラスの被害もよく聞きます。農業を続けるという気力も尽きてしまうのではないかと心配になります。ある農家の方は、肥料などの値上がりについて、1割とかそういうものではないのだよと、1.5倍だよ、考えられるかと言っておりました。本当にやる気をなくするのではないかと心配しております。

さらに、働く人たちのことですが、厚生労働省が11月に発表した9月の毎月勤労統計調査では、実質賃金は前年同月比で2.6%減、18か月連続の減少となりました。これは、実質賃金というものです。それから、岩手県のエネルギー価格、物価高騰等に伴う事業者への影響調査、8月では影響が継続している87.3%、今後影響が出る可能性がある6.6%、合わせて物価高騰、エネルギー価格の高騰などで93.9%の方が、その影響が深刻であるということが出ております。そこで、次のことについて取り組んでいただきたくお願いいたします。

1つ目は、肥料、飼料など的高騰に対して支援金を、前も実施しましたが、またやっていただきたいということです。

それから、2番目、福祉灯油の助成額を昨年度より引き上げて実施すること。岩手県は、昨年より1,000円引き上げて7,000円ということを出しておりますが、軽米町はさらにこれを上回るといいますか、助成をして昨年より少しでも多く福祉灯油の助成をお願いしたいと思えます。

それから、3つ目、LPガス代の高騰分への助成、LPガスも大変家計にとっては負担になっております。そのことについてもお願いいたします。

4つ目は、先ほど同僚議員も取り上げましたが、省エネ家電製品購入への支援ということで、LEDの電球とかということもありましたが、冷蔵庫とか、そういうのは、本当に省エネと省エネタイプではないものでは、電気の使用料が大分違うそうです。ぜひとも省エネエアコンとか冷蔵庫とか買う場合に、支援をお願いしたいということです。

それから、5つ目は、住宅リフォーム事業、予算を拡充して町民と業者に支援をお願いいたします。住宅リフォーム事業は、今年度の予算はもう9月の時点で使い切ってしまったということでした。僅か半年で全部なくなったということです。この事業によっては、もちろん町民の方も助かるわけですが、業者の方も仕事が生まれるので、業者にとっても支援になります。本当に半年過ぎてもうなくなったということです、ぜひとも追加の予算をつけていただきたくと思えます。

それから、6つ目です。子供たちが経済的な理由で進学を諦めることがないよう町の奨学金制度を拡充し、将来的な定住につながることを期待することについてということで、貸付け上限の拡大、返済免除の要件緩和などを、例えばここに具体的なことは挙げておりませんが、よその市町村の例を見ますと、卒業したら町に戻ってくる。そのときに、まず軽米町でもいろんな職種の若い人が足りないわけですが、ある町村では看護師、保育士、歯科衛生士、社会福祉士、精神保健福祉士、これらの資格を取って、そして町に戻ってきてその職に就くという方に対しては、奨学金は町のは返さなくてもいいというような決まりもあります。

地元高校に入った場合の高校の奨学金の返済は、よその高校に行ったときと違って半額返済すればいいとかというのもありました。今本当に子供が少なくて、どうやってこの町の、移住定住というの先ほどいろいろテーマがありますけれども、町に戻ってきて働いたときに何か恩恵があるというようなことができないかなと考えていただきたいと思います。また、学校の先生、教員が不足しているということで、ある町では教員の志望者を優先するというような例もあります。

それから、最後7番目、高校生の月額奨学金の引上げをということで、1万5,000円以内ということで軽米町の奨学金の制度はなっております。入学するときといいますか、定期的にPTA会費とか、いろんなお金を現金で払うものを見ると、大体13万円をちょっと超えているという形です。そのほかに例えば辞書を買うとか、参考書を買うとか、制服代とか、運動着とか、そういうのはまたもっとかかりますので、本当に1万5,000円ではなくて、もう少し引上げをしていただけないかということです。よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の長引く物価高騰に町民と事業者の窮状に応える施策を早急に行うことを求めるのご質問にお答えいたします。

ウクライナ情勢、原油高騰、円安などの様々な要因により高騰した肥料、飼料の価格につきましては、令和4年度の高騰時よりは下落しているものの、いまだ高値で推移しているものと認識しております。これまで国費等により配合飼料価格安定制度及び配合飼料価格高騰緊急特別対策による飼料価格上昇分の一部補填、また肥料価格高騰対策事業による肥料費の支援が行われております。

町においても、農業経営の安定化を図るため、本年度軽米町配合飼料価格高騰対策支援金の交付を行ったところでございます。今後につきましては、肥料、飼料価格は値下がり傾向にあるものの、依然として高止まりで推移していることから、価格動向に注視しながら、化学肥料の低減や飼料自給率向上への取組等、農業経営の安定化を図るための支援を検討してまいりたいと考えております。

福祉灯油の助成につきましては、昨年度岩手県と合わせ1世帯当たり6,000円の助成を実施したところであります。依然として原油価格の高騰による影響は続いており、新聞報道等にありますように、県では昨冬より1,000円を上乗せして7,000円を基準とする助成を行うこととしております。町でも福祉灯油について昨年度に引き続き助成額を引き上げて実施する方向で検討しているところでございます。LPガス代の高騰分への助成支援につきましては、現状では独自の助成は考えておりませんが、国、県での追加策などが示された際には検討を進めてまいりたいと考えております。

また、住宅リフォーム事業につきましても、物価高騰対策としての拡充については考えておりません。

町の奨学金制度は、条例により大学、短期大学及び専門学校に対し、貸付額は月額5万1,000円以内、高等専門学校では月額3万円以内、高等学校等は月額1万5,000円以内となっており、それぞれの就学期間に応じて貸付けを行っており、利息等はなく、各学校を卒業後1年間の猶予期間を置いて、15年以内で返済していくものとなっております。返済免除については、貸与した方が死亡、疾病等のやむを得ない事情で返済が困難であると認められた場合は、免除することとなっております。奨学金の利用状況は、平成27年度の20名をピークに減少し、ここ数年は年間5名から6名の利用となっております。

国では、平成26年度から高等学校等の就学支援制度を創設し、授業料の実質無償化、非課税世帯等への就学に関わる給付金、家計の急変した世帯などへの就学支援などを行っており、令和2年度からは高等教育就学支援制度を創設し、家庭の収入等に応じ、大学等の授業料、入学金の免除、減額と給付型奨学金の支給など、大幅な拡大が行われております。

ご提言の町の奨学金制度の貸付額の拡大、返済免除の要件緩和や高校生の月額奨学金の引上げについては、今後の国、県の子ども・子育てに係る支援の動向を注視しながら、町民にとって子育てする上でどういう支援が必要とされるか、財政的な負担も含めてしっかりと見極めながら対応していきたいと考えております。

以上、ご質問のあった各項目の支援策の取組の考えについて申し上げましたが、福祉灯油の助成ほか、国の臨時交付金を見据え、物価高騰の影響を受ける町民への支援策について、本定例会に係る予算を追加提案させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 省エネ家電については何か回答がなかった、省エネ家電とある、

すみません。

それで、今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのが国から出るわけですが、岩手県に105億円、軽米町に9,369万9,000円が来るというような情報を得ました。これがどのように使われるのかなというのがありまして、今この質問も考えたところなのですが、先ほど同僚議員の質問にもありましたけれども、再エネの施設の償却資産の固定資産税なんかも随分たくさん入ってきているようなのですけれども、ぜひともそういうのも財源にしながらお願いしたいと思います。

住宅リフォームも本当に昨年は冬の場合電気料が7万円とか8万円とかで、もうやっていけないよという方も話を聞きましたので、ぜひ住宅を少し断熱の高いようにするとか、そういうのにも使えると思いますので、住宅リフォーム拡充していただければなと思いました。

あとは奨学金のことですけれども、いかにして軽米町に子供がまた戻ってきてほしいとか考えるわけですが、こういう方法もあるのではないかとということで丁寧な検討をしていただきたいなと思いました。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 省エネ家電につきましては、先ほど大村議員の質問にも答弁いたしましたけれども、これは脱炭素も含まれますので、これはまず検討してまいりたいというふうに考えております。

また、省エネ住宅等もおっしゃるようなご意見等もありますので、国の動向を見ながらこれも検討してまいりたいというふうに考えております。

あとは、詳細については課長のほうから説明させたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、日山一則君。

〔総務課総括課長 日山一則君登壇〕

○総務課総括課長（日山一則君） ただいまの質問についてお答えいたします。

先ほどご質問のありました国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、9,369万9,000円ということで内報を受けております。そのメニューにつきましては、重点支援地方交付金推奨事業メニュー分ということで3,291万5,000円、それから同じく低所得者支援分として6,078万4,000円の内示を受けているところでございます。

推奨事業メニュー分につきましては、本定例会におきまして追加で補正予算のほうをご提案申し上げる予定でございますが、その中に各町民の方へ支援ということで5,000円分の商品券を給付しようという事業を検討しております。事業費につきましては4,664万9,000円を予定しているところでございます。また、

低所得者支援分につきましては、新聞報道等でもご存じのことと思いますが、低所得者世帯、家計急変世帯への負担軽減ということで、1世帯当たり7万円の給付ということでございまして、これにつきましては、事務費を含めまして9,015万4,000円の事業を予定しておりますところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございます。支援金などは現金といいますか、商品券の事業なんかも今考えているのでしょうか、商品券で交付するとか。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、日山一則君。

〔総務課総括課長 日山一則君登壇〕

○総務課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町民の方への5,000円の給付といいますか、支援につきましては、商品券を予定しております。また、低所得者世帯への7万円給付につきましては、現金での給付ということで事業を計画しております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 3つ目の質問に入らせていただきます。役場出張所の役割と存続についてということでお話しさせていただきます。

10月23日と24日の夜、役場出張所業務の委託と出張所閉所に関する説明会がありました。出張所は、旧3町村が合併して、職員数や業務の縮小などがされてきて、今は職員は会計年度任用職員1人だけの出張所になっております。閉所については、ここに本当の目的と計画というふうに書いておりますが、いつ頃から進められてきたのか伺います。

というのは、何か例えば人口対策とか、総合対策とか、いろんな計画がありますがけれども、そういうところにも出張所の閉所というのが何かなかったような気がします。役場としては、ずっと考えてきたのかもしれませんが、住民としては急に来たなというふうな感じも受け取っているのではないのでしょうか。

また、2番目として、出張所の業務のうち証明書の交付は業務の一部にすぎません。職員が常駐しなくなると、地域の活動が停滞していくことが懸念されます。生活改善センターや公民館としての役割、また財政的な負担はどうなっているのかお伺いします。

また3つ目、出張所閉所ありきの説明会ではなくて、意見交換会やアンケート、パブリックコメントなども行って、段階的に進めていくべきではなかったかと思

ます。よその出張所を閉鎖するに当たっての経過などを見ますと、本当に丁寧な進め方をしております。本当に実際は行政改革でも財政的なことで閉鎖するのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それから、その取扱い業務について郵便局に委託というか、郵便局でやるようになるということでしたが、郵便局との契約というのか、そういうのは決まっていますでしょうか、お伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の役場出張所の役割と存続についてのご質問にお答えいたします。

晴山出張所、小軽米出張所につきましては、事務の取扱い件数が減少していること、職員の確保が困難などの状況から、第5次軽米町行政改革大綱を策定する際に、民間委託の検討を実施計画に位置づけた経緯があり、平成28年度より調査を行っております。その後基本方針等の見直しを経て、令和3年度より取り組んでいる第6次軽米町行政改革大綱においては、民間委託を推進することとして、引き続き検討を重ねてまいりました。

行政改革推進の主要事項の一つは、質の高い行政サービスの提供でございますが、町といたしましては、社会情勢の変化や多様化する町民ニーズに対応するため、各種事務事業を検証し、必要に応じて事務事業の廃止や簡素化を図るとともに、民間委託を推進することにより、効率的な事務事業の執行体制を整備してまいりたいと考えているところであります。

出張所につきましては、これまでも取扱い業務の見直し、取扱い時間の短縮などを進めてまいりました。今回の委託に伴う効果としては、出張所に係る経費の抑制とともに、他の業務への人材活用が図られるものと考えております。

以上を踏まえ、利用者の減少した出張所を単に閉鎖するのではなく、民間委託することで窓口機能を維持することが可能と判断したものであり、現在取り扱っている業務は、極力引き継げるよう調整を図っているところでございます。

小軽米生活改善センター及び晴山公民館につきましては、出張所を閉所した後においても、それぞれ地域活動の拠点施設としての機能は継続していきたいと考えております。

財政的な負担につきましては、引き続き予算措置を行い対応することとし、今後の運営については、他の同類の施設との整合性を図り、地域の意向を聞きながら検討を重ねていきたいと考えております。

今般の住民説明会では、多くのご意見を頂戴いたしまして、地域の拠点である現在の出張所が閉じることについて、地元の皆様にとって様々な思いがございますこ

とは十分承知しているところでございます。引き続き、出張所業務の委託に伴う課題の解決を図り、地域の皆様のご理解を得られるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございます。

説明会で多くのご意見をいただいたというふうになってはいますが、私は何か参加した人が少なかったのではないかなと思います。それから、今町長は多様化する住民要求にということでした。本当に高齢化して過疎化し、例えば小軽米の場合は郵便局にも業務委託します、出張所もありますよとなれば、これは本当に、ああ、よかったな、あっちで納められるし、こっちでも税金も納められるしと、そういうのであれば私はよかったなと思うのですが、そうではなくて出張所はなくして、小軽米の場合はコンビニもありませんし、お店もないので、本当に何かという場合は、証明の発行件数は少なかったかもしれませんが、そのほかのことを見ますと、黒板にも本当にほとんど隙間がないくらい毎日いろいろ活用されていて、あそこに常駐する職員がいなかったら、本当に小軽米の方は中学校もないし、農協もないし、本当にどうなのかなというふうな、本当に寂しくなる、悲しいというようなことを言っておりました。できれば、また町民の声を生かすとか聞くというのであれば、あんな真っ暗な時間ではなくて、土曜日の午後とか明るい時間に話合いの機会を持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ちなみに、軽米町が昭和30年1月に合併したわけですがけれども、面積からいくと一番広いところは小軽米、そして軽米地区、そして晴山地区はその半分ぐらいの面積ということになっています。でも、晴山の場合は、恐らく証明書の発行件数が多いのは、晴山の人たちは町の中心部に来ないで買物を、例えば二戸市のほうに行くのが多いのかなと思いますので、そこで証明を取って二戸市の機関に行くと。小軽米のほうはすごく少ないというのは、お店もないし、例えば県の機関とか国の機関に書類を提出するときも、やっぱり軽米町の役場に来てもらうというので、小軽米のほうはかなり少ない取扱い件数になっているのかなと思います。

ただ、そこを使う頻度といいますと、やっぱり晴山も多いのですが、小軽米はすごく多いなと思いました。高齢化、過疎化ということと、それからにぎわい創出とかとよく言いますが、そういう意味からいけば、あそこに職員がいるというのは本当に安心だなと思いますが、もうこれは見直しはしないということでしょうか。ぜひまた説明会の開催と、それから見直しについてお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

[町長 山本賢一君登壇]

○町長（山本賢一君） いろいろ説明会でも皆さん方からご意見をいただきました。こういう機会はこれからも続けていきたいと思ひますし、急ぐことなく、皆さんからご意見をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

[5番 江刺家静子君登壇]

○5番（江刺家静子君） 質問する順番がちょっとあれなのですが、今回の出張所の閉所についての説明会というのを町民生活課でやったわけですが、これは一つの行政の機関だと思います。町民生活課の出先ではなくて役場の出先、いろんな仕事をしていきますのでと思いますが、なぜ総務課ではなくて町民生活課が担当課といひますか、説明することになったのかということもお聞きします。

それから、例えば郵便局とは、そういう契約はもう済んでいるのでしょうか。もし、マイナンバーカードが絶対、郵便局で何か、今まで納税とかはやっていましたけれども、マイナンバーカードが絶対必要であるということはないのでしょうか。まだ議会に議案としても出ていないので、まだこれからもう少し地域とも懇談する機会があると思ひますので、今の2つのことについて、なぜ総務課ではなかったのかということ1つ。それから、郵便局の契約とか、マイナンバーカードのことについて、マイナンバーカードが必要条件なのかについてもお伺ひします。

○議長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、工藤晃子君。

[町民生活課総括課長 工藤晃子君登壇]

○町民生活課総括課長（工藤晃子君） ただいまの江刺家議員のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目のなぜ総務課からの説明ではなかったという点についてでございますが、出張所業務は、住民票の交付などを出張所の業務としております。その点から、その業務を委託するという点から進めておりましたので、町民生活課のほうで中心となって庁舎内で検討を進めておりました、説明会のほうも町民生活課のほうでさせていただいたという経緯でございます。

それから、マイナンバーカードが使用されていくのに郵便局では大丈夫なのかというような内容かと思ひますが、この委託に関しましては、今現在行っている出張所業務をそのままの形で委託先に委託をするということをお前提にして検討しておりました。でありますので、現在はマイナンバーカードを使用しての事務の取次ぎというのは、出張所ではまだ行っていない状況です。今現在のまを引き継ぐということでマイナンバーカードに関しては、検討には入れていないところです。

それから、郵便局との契約ということでございますが、業務委託内容についての

検討は、これまでも進めてきておるところです。すり合わせもしてきておるところですが、まだ委託できる業務内容というところが確定していませんので、まだ契約というところまでは至っていない状況であります。

そしてまた、これからも協議というところは、地区の皆さんからいただいたご意見を基に業務内容についての協議というところは、今も進めているところでございます。

以上です。

○議長（松浦満雄君） それでは、以上で一般質問を終了します。

◎議案第16号から議案第20号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第2、議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第6、議案第20号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第8号）までの5件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第20号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第8号）までの5件について。

総務課総括課長、日山一則君。

〔総務課総括課長 日山一則君登壇〕

○総務課総括課長（日山一則君） 議案第16号から議案第20号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第16号の提案理由をご説明申し上げます。議案第16号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、岩手県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給与に関する所要の改正をしようとするものでございます。

概要につきましては、別紙にて説明資料を準備しておりますので、1ページを御覧ください。最初に、給料表の見直しを行ったものでございます。民間給与との格差を解消するため、初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから逡減させる形で給料表全体の引上げ改定を行うものでございます。初任給については、大卒程度で1万1,000円、高卒程度で1万2,000円の引上げとなります。経験年数ごとの引上げ見込額ということで資料のほうに掲載しておりますが、高卒1年目では約21万円ほどの引上げ、また40年ほどの職員であれば6万円弱というふうな形で各年齢層とも引上げとなっております。

なお、この給料表の改定につきましては、議案第16号の2ページから18ページに記載のとおり改定となり、令和5年4月1日から適用されるものでございます。

次に、勤勉手当の支給率の引上げでございます。資料は2ページを御覧ください。

一般職の期末手当と勤勉手当を0.1か月分引き上げ、年間支給率を4.5月分とし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分するものです。また、中段以降にございます定年前再任用短時間勤務職員につきましては、期末手当と勤勉手当を0.05月分引き上げ、年間支給率を2.35月分とし、引上げ分は期末手当と勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分いたします。これら期末勤勉手当の支給率の引上げについては、令和5年12月1日から適用するものでございます。

また、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当につきましては、資料にありますように6月期と12月期を同じ支給率に改正し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、議案第17号の提案理由をご説明申し上げます。議案第17号は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、岩手県人事委員会の勧告に鑑み、所要の改正をしようとするものです。

概要につきましては、資料3ページを御覧ください。特別職の期末手当を0.1月分引き上げ、年間支給率3.4月分とし、令和5年12月1日から適用するものです。また、令和6年度以降の期末手当につきましては、資料のとおり6月期と12月期を同じ支給率に改正し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

次に、議案第18号の提案理由をご説明申し上げます。議案第18号は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、岩手県人事委員会の勧告に鑑み、所要の改正をしようとするものです。

概要につきましては、同じ資料を御覧ください。先ほど申し上げました特別職と同様に、議会議員の期末手当を0.1月分引き上げ、年間支給率3.4月分とし、令和5年12月1日から適用するものでございます。

また、令和6年度以降の期末手当につきましても、特別職と同様に6月期と12月期を同じ支給率に改正し、令和6年4月1日から適用するものです。

議案第19号のご説明を申し上げます。議案第19号は、会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、諸般の情勢に鑑み、所要の改正をしようとするものです。

概要につきましては、同じく3ページを御覧ください。会計年度任用職員の期末手当を0.05月分引き上げ、年間支給率2.6月分とし、令和5年12月1日から適用するものです。

また、令和6年度以降は、勤勉手当を新たに支給することとし、期末手当及び勤勉手当の年間支給率を一般職と同じ4.5月分に引上げすることとし、令和6年4

月 1 日から適用するものでございます。

議案第 20 号の提案理由をご説明申し上げます。議案第 20 号は、令和 5 年度軽米町一般会計補正予算（第 8 号）であります。内容といたしましては、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7, 121 万 4, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76 億 7, 080 万 2, 000 円とするものでございます。本補正予算には、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける町民の皆様への支援策として、国の重点支援地方交付金を活用した支援事業や福祉灯油費等給付事業等を実施するための関係予算のほか、先ほどご説明申し上げました職員等の給与改定に伴う人件費について計上させていただきました。

議案第 16 号から第 20 号につきまして、ご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案 5 件については、特別委員会に付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案 5 件については、令和 5 年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案 5 件については、特別委員会に付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） 以上をもって本日の一般質問を終わります。

次の本会議は、12月12日午後2時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 零時 07 分）